

平成 2 9 年 業 種 別 労 働 災 害 発 生 状 況

川崎南

労 働 基 準 監 督 署

(平成29年2月末現在)

業 種	当 年 (平成29年)		前 年 (平成28年)		増減数		増減率
01 食料品製造	3	(0)	2	(0)	1	(0)	50.0%
02 繊維工業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
03 衣服その他の繊維	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
04 木材・木製品	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
05 家具・装備品	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
06 パルプ等	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
07 印刷・製本	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
08 化学工業	2	(0)	0	(0)	2	(0)	
09 窯業土石	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
10 鉄鋼業	1	(0)	2	(1)	-1	(-1)	-50.0%
11 非鉄金属	0	(0)	2	(0)	-2	(0)	-100.0%
12 金属製品	1	(0)	0	(0)	1	(0)	
13 一般機械器具	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
14 電気機械器具	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0.0%
15 輸送機械製造	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
16 電気・ガス	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
17 その他の製造	2	(0)	1	(0)	1	(0)	100.0%
01 製造業小計	10	(0)	10	(1)	0	(-1)	0.0%
02 鉱業小計	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
01 土木工事	6	(1)	1	(0)	5	(1)	500.0%
01 鉄骨・鉄筋家屋	2	(0)	3	(0)	-1	(0)	-33.3%
02 木造家屋建築	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
03 建築設備工事	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
09 その他の建築工事	1	(0)	0	(0)	1	(0)	
02 建築工事	3	(0)	4	(0)	-1	(0)	-25.0%
03 その他の建設	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0.0%
03 建設業小計	10	(1)	6	(0)	4	(1)	66.7%
01 鉄道等	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
02 道路旅客	4	(0)	3	(0)	1	(0)	33.3%
03 道路貨物運送	4	(0)	6	(0)	-2	(0)	-33.3%
04 その他の運輸交通	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
04 運輸交通業小計	8	(0)	10	(0)	-2	(0)	-20.0%
01 陸上貨物	1	(0)	0	(0)	1	(0)	
02 港湾運送業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
05 貨物取扱小計	1	(0)	0	(0)	1	(0)	
06 農林業小計	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
07 畜産・水産業小計	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
01 卸売業	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
02 小売業	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0.0%
03 理美容業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
04 その他の商業	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0.0%
08 商業	2	(0)	3	(0)	-1	(0)	-33.3%
09 金融広告業	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
10 映画・演劇業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
11 通信業	1	(0)	0	(0)	1	(0)	
12 教育研究	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
01 医療保健業	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
02 社会福祉施設	1	(0)	0	(0)	1	(0)	
03 その他の保健衛生	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
13 保健衛生業	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0.0%
01 旅館業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
02 飲食店	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
03 その他の接客	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
14 接客娯楽	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
15 清掃・と畜	1	(0)	3	(0)	-2	(0)	-66.7%
16 官公署	0	(0)	1	(0)	-1	(0)	-100.0%
01 派遣業	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
02 その他の事業	1	(0)	2	(0)	-1	(0)	-50.0%
17 その他の事業	1	(0)	2	(0)	-1	(0)	-50.0%
合 計	35	(1)	38	(1)	-3	(0)	-7.9%

各欄左側の数字は休業4日以上の災害件数、右側()内は死亡災害件数(内数)

安全衛生関係の多くの届出・報告は電子申請ができます！

<http://www.e-gov.go.jp/> (電子政府：e-Gov) へ！

会社・事務所のパソコンから
インターネット経由で報告。



QRコードでも↑e-Govのページへ
川崎南労働基準監督署 H29.2

日本の電子政府の取組について
電子政府とは、行政内部や行政と国民・事業者との間で書類ベース、対面ベースで行われている業務をオンライン化し、情報ネットワークを通じて省庁横断的、国・地方一体的に情報を瞬時に共有・活用する新たな行政を実現するもの（「IT基本戦略」（2000年（平成12年）11月27日IT戦略会議決定））です。

電子政府の総合窓口 e-Gov イーガブ Internet Explorer

電子政府の総合窓口 e-Gov

行政機関等ホームページ検索 powered by Yahoo! JAPAN

法令検索

法令（憲法・法律・政令・勅令・府令・省令・規則）の内容を検索できます。

法令検索へ

法令検索 電子申請システム 行政手続案内検索 パブリックコメント ご利用ガイド

お知らせ

- 2017年2月16日 e-Gov システムメンテナンスのお知らせ(2017年2月21日(火)、2月23日(木)18:00～25:00)
- 2017年2月13日 e-Gov e-Govオンライン申請講習会(2017/3/8)の開催について(参加者募集)
- 2017年1月26日 e-Gov システムメンテナンスのお知らせ(2017年2月4日(土)12:30～14:00)
- 2016年12月27日 e-Gov 府省 平成27年度における行政手続オンライン化等の状況の公表について
- 2016年12月 e-Gov パブリックコメントの音声データによる認証機能追加のお知

Twitter: @eGovJapan

English

府省や行政に関する情報

府省や行政に関する情報案内サイトへご案内します。

府省別行政情報案内

- 各府省・独立行政法人等
- 組織・制度の概要案内

各種の健康診断結果報告書等の提出について

川崎南労働基準監督署

労働安全衛生法では、対象有害業務がある、又は事業場規模が規定以上である場合は、健康診断結果等を所定様式により所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

ポイントは、種類別に3つです！

1. 定期健康診断等

対象：

種類	様式	帳票種別
定期健康診断結果報告書	第6号	80311
有機溶剤等健康診断結果報告書	第3号の2	80302
鉛健康診断結果報告書	第3号	80303
四アルキル鉛健康診断結果報告書	第3号	80304
特定化学物質等健康診断結果報告書	第3号	80305
高気圧業務健康診断結果報告書	第2号	80306
電離放射線健康診断結果報告書	第2号	80307
除染等電離放射線健康診断結果報告書	第3号	80313
石綿健康診断結果報告書	第3号	80310

報告基準：どれも「実施後遅滞なく」報告することが必要です。

健診実施後2ヶ月以内を目処に報告を。

2. ストレスチェック

対象：

種類	様式	帳票種別
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	第6号の2	80501

報告基準：1年以内ごとに1回、定期的に報告することが必要です。

実施後、次年の実施までに早めの報告を。

3. じん肺の健康管理

対象：

種類	様式	帳票種別
じん肺健康管理実施状況報告	第8号	80308

報告基準：対象年の翌年1月から2月末までに、毎年報告することが必要です。

毎年、1月から2月末に、前年分の報告を。

様式はインターネットの厚生労働省のサイト(<http://www.mhlw.go.jp/>)からダウンロードできます。

(トップページの右上 で「安全衛生関係主要様式」と入力し検索、
検索結果の同タイトルページを開き、リンクをたどってください。)